

外壁等調査診断業務委託仕様書

I 業務概要

1 業務名称

公立大学法人三重県立看護大学外壁等調査診断業務委託

2 施設概要

所在地：三重県津市夢が丘1丁目1番地1

名称：三重県立看護大学

3 調査対象施設

原則として建築物のタイル張り部分とする。ただし、建築物の形状等により調査が困難な部位がある場合は、協議により定める。

施設名	棟名	構造	階数	延べ面積 (㎡)	外壁仕上 仕 様	竣工年
三重県立 看護大学	管理棟	R C 造 (一部S 造)	地上2階	835.55	タイル張り 等	平成9年
	研究棟		地上5階	2,409.22		
	講義棟		地上3階	2,823.50		
	実習棟		地上3階	4,054.20		
	図書館		地上2階	1,010.63		
	講堂		地上2階	1,040.78		
	体育館		地上3階	1,392.61		
	機械棟		地上2階	395.95		
	渡り廊下		地上1階	373.17		

※大学院棟、講義棟東トイレ棟は調査対象外。

4 履行期間

契約締結日から平成29年4月28日まで

5 調査目的

建築物等の経年に伴う外壁仕上げ等の劣化状況を調査診断し、建築物の耐久性の維持と向上に役立つ適切な改修計画及び修繕計画を進めるための資料を得ることを目的として実施する。

6 調査方法

外壁の調査方法は、「タイル外壁及びモルタル塗り外壁定期的診断マニュアル（改訂第3版）」に
る診断レベルⅡの外観目視＋「全面的な赤外線装置法と部分打診法」の併用とする。

II 業務仕様

1 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 調査対象部位は外壁、軒裏、笠木、バルコニー等（以下「外壁等」という。）とする。
- イ 調査に必要な機材は受託者の負担とする。
- ウ 受注者はできる限り当該施設利用者及び執務者に支障とならないよう調査を行うことし、調査の日程については担当者と十分な協議を行うこと。

(2) 資格者

- ・管理技術者は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士であること。

(3) 調査項目

ア 浮き

調査及び診断に当たっては、「特殊建築物等定期調査における外壁の劣化損傷状況の赤外線ガイドライン(J A I R A 日本赤外線劣化診断技術普及協会)」等の調査手法に基づき実施する。

イ ひび割れ

可視画像を用いて、ひび割れ幅 0.1 mm 以上に関して、0.1 mm 単位でひび割れ幅を抽出し、結果一覧とする。

ウ 上記以外のエフロレッセンス等の損傷

目視及び可視画像により調査を行う。

エ 外壁のシーリング材の劣化状況

目視等により調査を行う。

(4) 調査方法

・外壁調査

赤外線を利用した外壁調査にあたっては、以下の条件で行い、使用する機材の性能を十分考慮すること。

(ア) 雨天、降雪または暴風の場合は延期すること。

(イ) 撮影する壁面は、十分乾燥していることを確認し、撮影水平角は 30° 以内とし、撮影上下角は 45° 以内とする。これによりがたい場合は、担当者と協議すること。

(ウ) 撮影環境については、一日の温度差(日較差)が 7℃ 以上であることが望ましい。

(エ) 撮影時に各対象面の温度変化を把握するために、壁面に接触温度計を設置し、壁面温度と大気温度を測定する。直射を受ける壁面（主に東・南・西）については、撮影 1 時間前の壁面温度勾配が 2℃/hr 以上、直射を受けない面については、撮影 1 時間前の壁面温度勾配が 1℃/hr 以上である事を確認して撮影する。

(オ) 対象壁面で 25mm/pix 以下の解像度となるように、撮影に使用する機材、撮影距離を調整し、かつ温度分解性能が 0.1℃ 以下である機材を使用するものとする。現場の状況により、これによりがたい場合は、担当者と協議すること。

(カ) 1 階部分の手の届く範囲について、テストハンマー等で打診調査も併せて行い、劣化部を確認する。

2 成果物

- (1) 外壁劣化調査撮影計画書、外壁劣化調査業務報告書（成果品については A 4 製本とし、2 部作

成すること。)

(2) 報告書には、次の事項を含むものとする。

- ア 診断結果及び変状状況考察等(赤外線及び可視画像添付)
- イ 外壁変状立面図(浮き(剥離)、欠損及びひび割れの劣化・損傷箇所を示す)
- ウ 変状数量表(各浮きの縦横長さ、面積、各ひび割れの長さ、幅)
- エ 改修工事概要(案)(改修すべき内容(案)を一覧できる形にまとめる)
- オ 修繕標準仕様書(案)(建物の現況に適合した改修方法とその仕様を提示する)
- カ 概算工事費見積書(棟ごとにエ改修工事概要(案)に従い概算工事設計書を作成する)

(3) 外壁劣化調査報告書の電子データ。仕様は以下のとおり。

文章は pdf 形式、図面は jww 又は dxf 形式、表は xlsx 形式とする。

Ⅲ その他

- 1 本仕様書に記載されていない事項は「三重県建築設計業務委託共通仕様書」による。
- 2 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (3) 契約事務担当所属に報告すること。
 - (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、受注者と協議を行なうこと。
- 3 受注者が2の(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件契約関係からの暴力団排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 4 現地確認を希望する場合は事前に担当者へ連絡してください。